

# 環境率先行動計画

～ひょうごエコアクションプログラム・ステップ6～

令和3年3月  
令和5年3月改訂

兵 庫 県

## 目 次

### 第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象範囲	1
4	計画の位置づけ	1
5	計画策定にあたっての重点・配慮事項	2

### 第2章 取組状況と課題

1	温室効果ガス排出量削減の推進	3
2	廃棄物の削減、リサイクルの徹底	5
3	省資源の推進	6

### 第3章 目標

1	温室効果ガス排出量削減の推進	8
2	廃棄物の削減、リサイクル及びリニューアブルの徹底	8
3	省資源の推進	9

### 第4章 取組内容

1	重点取組	10
(1)	脱炭素社会の実現に向けた温室効果ガス排出量の削減	
(2)	使い捨てプラスチック利用の削減	
(3)	デジタル行政の推進によるコピー用紙使用量の削減	
2	その他の主な取組	13
(1)	3R推進の徹底	
(2)	水使用量の削減	
(3)	グリーン調達への推進	
3	環境に配慮する具体的取組	14
(1)	環境にやさしいオフィス活動の推進	15
ア	温室効果ガス排出量削減の推進	
イ	廃棄物の削減、リサイクル及びリニューアブルの徹底	
ウ	省資源の推進	
エ	グリーン調達への推進	
(2)	県有建物の建築等における環境配慮	24
ア	構想・計画における環境配慮	
イ	建築施工における環境配慮	
ウ	解体における環境配慮	
(3)	公共工事等における環境配慮	27
ア	環境配慮指針	
イ	環境創生システム	

### 第5章 計画の推進

1	基本的な考え方	28
2	推進体制	28
3	推進方法	30

### 第6章 県立病院、警察の取組

1	県立病院の取組	31
2	警察の取組	33

### 参考資料

1	目標設定の考え方	
(1)	温室効果ガス排出量削減の推進	35
(2)	廃棄物の削減、リサイクル及びリニューアブルの徹底	36
(3)	省資源の推進	37
2	温室効果ガス削減方策	38

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

県では、自らの事務事業で生じる温室効果ガスや廃棄物等の環境負荷低減を図るため、平成10年度に「環境率先行動計画」を策定し、段階的、積極的に取組を推進してきた。

この間、全職員が高い環境意識を保ち、事務における環境配慮に努め、また、施設への太陽光発電の導入や設備等の省エネ化改修、建築や公共工事における環境配慮を実施し、温室効果ガス削減等の成果を上げてきた。

しかし、気候変動や海洋プラスチックごみ等の地球規模での環境問題は深刻化しており、新型コロナウイルス感染症のパンデミックも含め、世界は持続可能な開発に向けた「行動の緊急性」がかつてないほど高まっている。

こうした中、地球温暖化対策では、世界的な脱炭素化の動きが加速し、日本でも、令和2(2020)年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。本県においても、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを令和2(2020)年9月に表明し、「脱炭素社会の実現」を地域から先導していくため、「兵庫県地球温暖化対策推進計画(平成29(2017)年3月策定)」の2030年度温室効果ガス削減目標を強化(2013年度比▲26.5%→▲35~38%)する等、令和3(2021)年3月に新計画に改定し、再生可能エネルギー導入拡大をはじめ、温暖化対策をさらに推進することとしている。

プラスチックごみ対策では、プラスチックごみ削減に向け、3Rの取組を徹底することを基本とし、令和2年度からは「プラスチックごみゼロアクション」を開始した。さらに、令和3年に成立した「プラスチック資源循環促進法」(令和4年施行)とあわせ、再生可能資源への代替(リニューアブル)の観点も加えて、資源循環の取組を加速させていく。

そこで、県自らが大規模な消費者・事業者として、持続可能な社会の実現を目指すSDGsとも理念を共有しながら、これまでの「環境率先行動計画ステップ1~5」における取組の成果と課題、そして気候変動や海洋プラスチックごみなど地球規模での環境問題への県の取組を踏まえ、率先して更なる環境負荷低減に取り組むとともに、県民・事業者等の自主的な取組と行動を促すため、「環境率先行動計画ステップ6」を策定する。

## 2 計画の期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度(5年間)とし、その実施状況、技術の進歩、国の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

## 3 計画の対象範囲

知事部局、企業庁、病院局、議会事務局、各種行政委員会、警察本部が行う活動を対象とする。

温室効果ガスの削減目標は、指定管理者等が管理運営する施設も対象とする。

※ 計画の対象範囲はステップ5と同じ

## 4 計画の位置づけ

- ・ 県自らが大規模な消費者・事業者として、県民及び事業者にも率先して環境負荷低減に取り組むための具体的目標や取組内容を定めた計画
- ・ 「第5次兵庫県環境基本計画」に位置づけられた県自らの実行計画
- ・ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく、「地方公共団体実行計画」(事務事業編)の役割

- ・ 県民とともに描いた県政の基本指針「ひょうごビジョン2050」のめざす姿「循環する地域経済」「カーボンニュートラルな暮らし」等を実現する環境分野の実行プログラム

## 5 計画策定にあたっての重点・配慮事項

本計画では、3つの重点事項と配慮事項を新たに設定し、全庁あげて率先して環境負荷低減に取り組む。

### 【重点事項】

#### (1) 脱炭素社会の実現に向けた温室効果ガス排出量の削減

脱炭素社会の実現を地域からリードしていくため、温室効果ガス排出量削減の2030年度目標を強化する「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の改定を踏まえ、消費者や事業者が果たすべき役割を率先して担うべく、一層の省エネルギー・創エネルギーの取組を強化するとともに、事業者の再生可能エネルギーの導入を促すためにも、再エネ電力調達を率先して推進し、温室効果ガス排出量を削減する。

#### (2) 使い捨てプラスチック利用の削減

世界的課題となっている海洋プラスチック等による環境汚染、生態系への影響に対応するため、県が取り組む「プラスチックごみゼロアクション」を踏まえ、一般廃棄物プラスチックの77%を占める使い捨てプラスチックの利用削減を、消費者、事業者が率先して推進する。

#### (3) デジタル行政の推進によるコピー用紙使用量の削減

コピー用紙使用量の削減については、ステップ2からステップ5まで目標を大幅に下回り、逆に使用量が増加していることを踏まえ、デジタル行政の推進によりコピー用紙の使用削減を徹底する。

### 【配慮事項】

#### (1) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた検証と計画の見直し

新型コロナウイルス感染症対策として、冷暖房時における定期的な換気によるエネルギー消費量増や、感染症対策事務によるコピー用紙使用量増、県立病院などでのマスクや消毒用アルコール容器などの使い捨てプラスチック利用量増などが見込まれることから、令和2年度以降の実績を踏まえて、ポストコロナへの影響を分析し、必要に応じて計画の見直しを行う。

## 第2章 取組状況と課題 ～ステップ5（平成28～令和2年度）～

ステップ5では、水の使用量については、令和元年度実績▲7.6%（対平成26年度比、令和2年度目標±0%）と、目標を上回る大幅な削減を実現し、廃棄物の削減についても、令和元年度実績▲4.0%（対平成26年度比、令和2年度目標▲5.0%）と、ほぼ目標どおりに進んでいる。

温室効果ガス排出量については、令和元年度実績▲3.2%（対平成25年度比、令和2年度目標▲5.4%）と、目標達成がやや厳しい状況であり、コピー用紙使用量については、令和元年度実績+0.4%（対平成26年度比、令和2年度目標▲10.0%）と、削減目標を大きく下回る状況である。

### 1 温室効果ガス排出量削減の推進

#### 【取組状況】

- ・ 省エネの取組等により温室効果ガス排出量削減に取り組んだが、県施設全体での目標の達成がやや厳しい状況
- ・ 個別施設では、県立学校、県立病院において、特殊事情により基準年度から増加

項目	平成25年度 〔基準値〕 (t-CO <sub>2</sub> )	令和元年度〔実績〕		令和2年度〔目標〕	
		(t-CO <sub>2</sub> )	対25年度	(t-CO <sub>2</sub> )	対25年度
県施設(県立病院・警察除く)	303,830	287,535	▲5.7%	287,423	▲5.4%
： 県施設(県立学校・県立病院・警察除く)	281,934	260,566	▲7.6%	266,709	▲5.4%
： 県立学校	21,896	26,969	+23.2%	20,715	▲5.4%
県立病院	51,007	55,251	+8.3%	48,253	▲5.4%
警察	54,950	53,761	▲2.2%	51,983	▲5.4%
合計	409,787	396,547	▲3.2%	387,659	▲5.4%

※ 電力排出係数 (H25:0.516kg-CO<sub>2</sub>/kWh) を固定

(参考) 電力排出係数を実係数とした場合

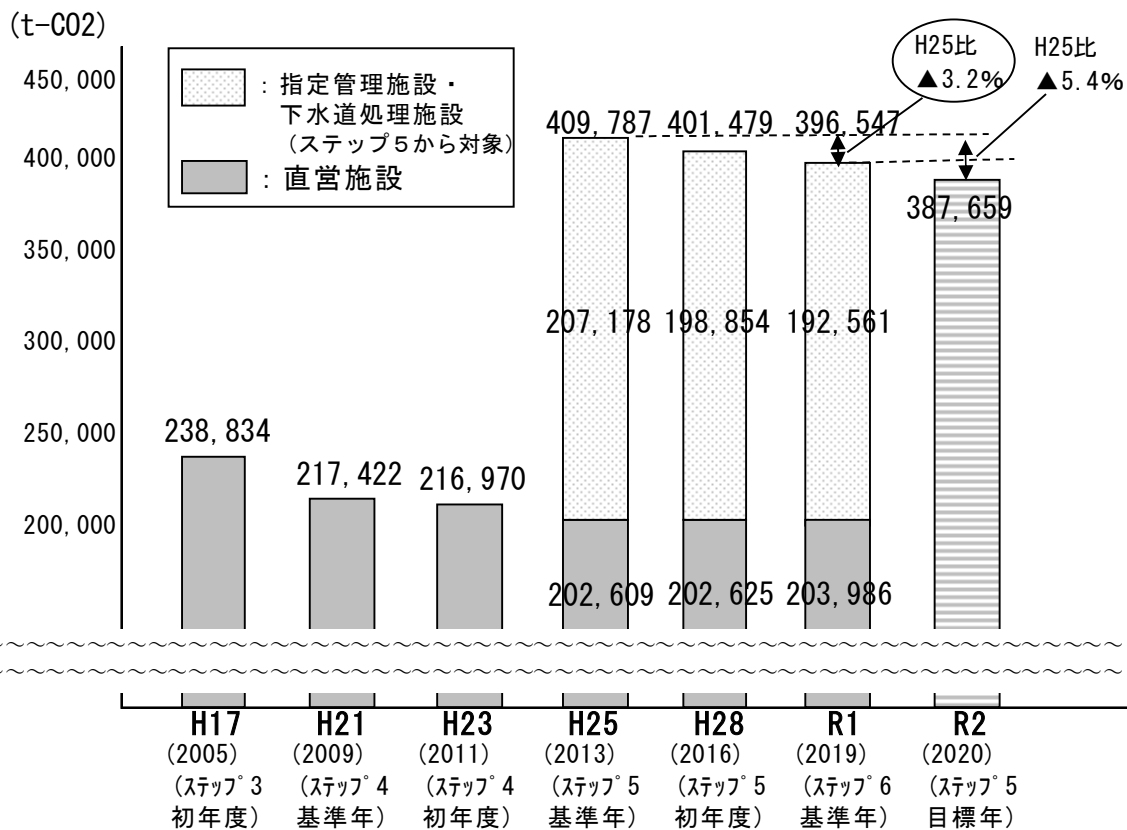
項目	平成25年度 (t-CO <sub>2</sub> )	令和元年度〔実績〕	
		(t-CO <sub>2</sub> )	対25年度
県施設合計	409,787	311,461	▲24.0%

※ 電力排出係数 H25:0.516kg-CO<sub>2</sub>/kWh、R1:0.318kg-CO<sub>2</sub>/kWh

#### 【課題】

- ・ 県立学校で、熱中症予防対策による空調機利用の増加  
(空調機設置率 H25:63.6%→H30:100%)
- ・ 県立病院で、患者数増(H25比+6.4%)、手術件数増(H25比+38.1%)、放射線等使用件数増(H25比+20.1%)、新県立病院の開院に伴う大型医療機器や先進医療機器の導入等による電気使用量の増加  
  - ※ 県立病院収入の増加 (H25比+34.3%)

【実績の推移】



※ 電力排出係数を0.516kg-CO2/kwh (H25) で算出 (全年度)

## 2 廃棄物の削減、リサイクルの徹底

### 【取組状況】

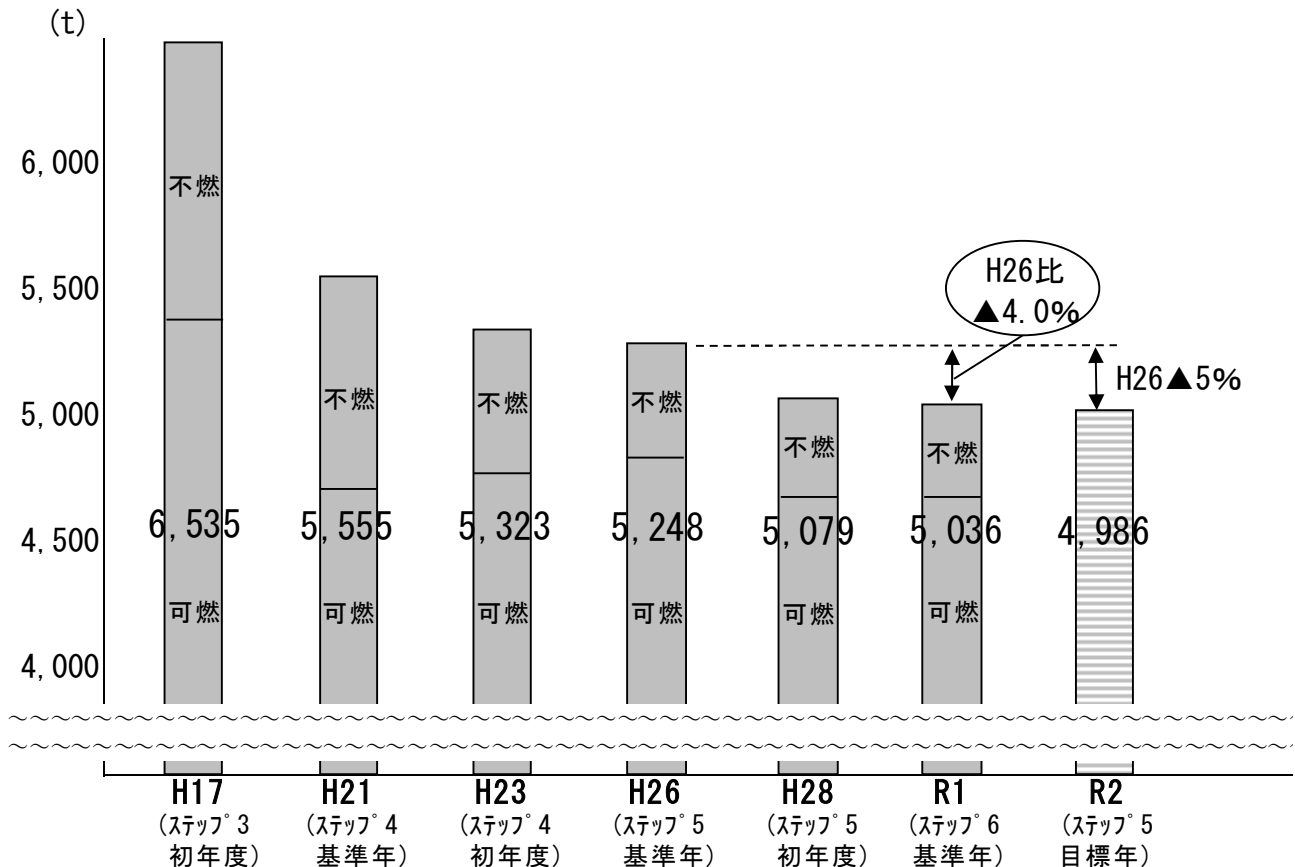
- ・ 分別の徹底、リサイクルの推進などにより削減が進み、県施設全体では、ほぼ目標どおりに進んでいる状況
- ・ 個別施設では、県立病院において、特殊事情により基準年度から増加

項 目	平成 26 年度 〔基準値〕 (kg)	令和元年度〔実績〕		令和 2 年度〔目標〕	
		(kg)	対 26 年度	(kg)	対 26 年度
県施設(県立病院・警察除く)	1,787,477	1,577,628	▲11.7%	1,698,104	▲5.0%
県立病院	2,238,952	2,294,692	+2.5%	2,127,004	▲5.0%
警 察	1,222,061	1,163,782	▲4.8%	1,160,958	▲5.0%
合 計	5,248,490	5,036,102	▲4.0%	4,986,066	▲5.0%

### 【課 題】

- ・ 使い捨てプラスチック利用の一層の削減
- ・ 県立病院で、患者数増(H26比+5.4%)、新県立病院開院に伴う医療従事者等増(H26比+14.5%)による廃棄物の増加

### 【実績の推移】



### 3 省資源の推進

#### (1) コピー用紙使用量の削減

##### 【取組状況】

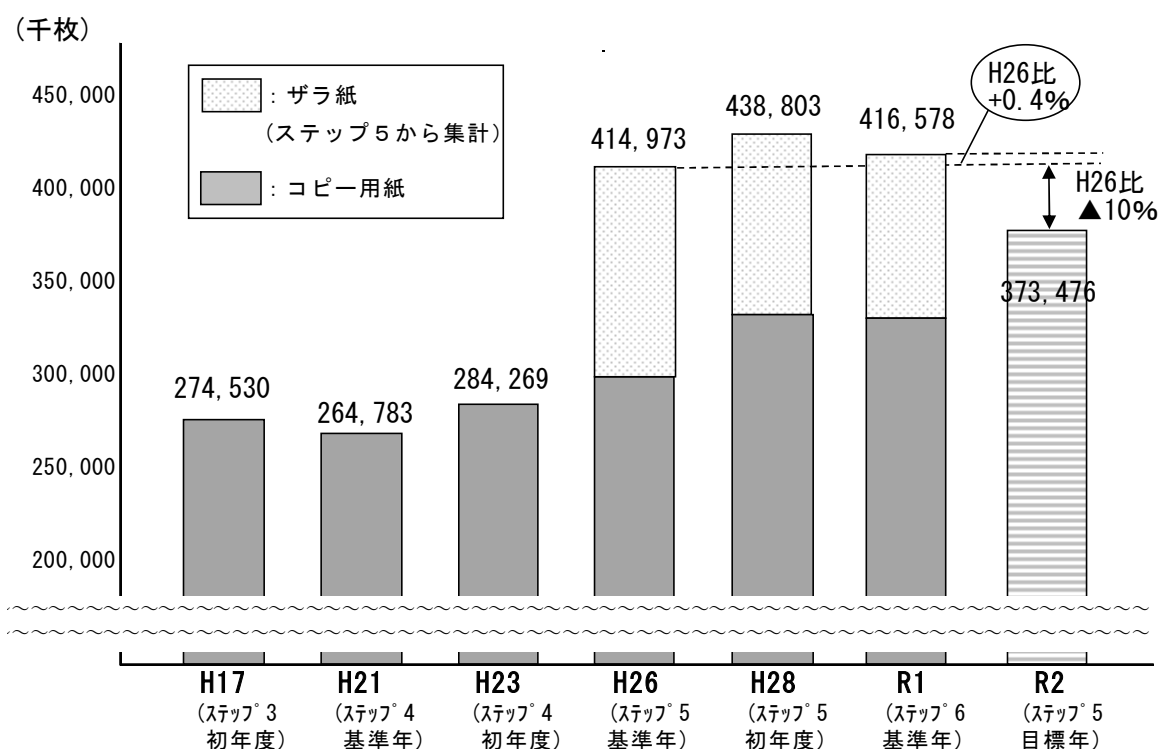
- ・ 片面使用済用紙の活用、両面印刷、縮小印刷等に取り組んでいるが、県施設全体の目標の達成は厳しい状況
- ・ 個別施設では、県立病院、警察では、特殊事情により基準年度から大きく増加

項 目	平成 26 年度 〔基準値〕 (千枚[A4換算])	令和元年度〔実績〕		令和 2 年度〔目標〕	
		(千枚[A4換算])	対 26 年度	(千枚[A4換算])	対 26 年度
県施設(県立病院・警察除く)	292,164	275,260	▲5.8%	262,949	▲10.0%
県施設(県立学校・県立病院・警察除く)	109,213	106,724	▲2.3%	98,293	▲10.0%
県立学校	182,951	168,536	▲7.9%	164,656	▲10.0%
県立病院	43,757	58,138	+32.9%	39,381	▲10.0%
警 察	79,052	83,180	+5.2%	71,147	▲10.0%
合 計	414,973	416,578	+0.4%	373,476	▲10.0%

##### 【課 題】

- ・ 県立病院で、患者数増(H26比+5.4%)によるインフォームドコンセント資料の増加、新県立病院の開院に伴う医療従事者等増(H26比+14.5%)による院内資料(研修、引継等)の増加  
 ※ 県立病院収入の増加(H26比+23.5%)
- ・ 警察で、事件等取扱件数増による捜査関係書類の増加(特に暴力団及びサイバー犯罪、DV・児童虐待等関係書類が増(H26比+3.8%))、職員給与システムの新システム化による旧専用紙出力からコピー用紙出力への変更による増加(H26比+1.3%)

##### 【実績の推移】



・ コピー用紙使用量には、ザラ紙からの転換分が一定量含まれることから、ステップ5からザラ紙を合わせて管理



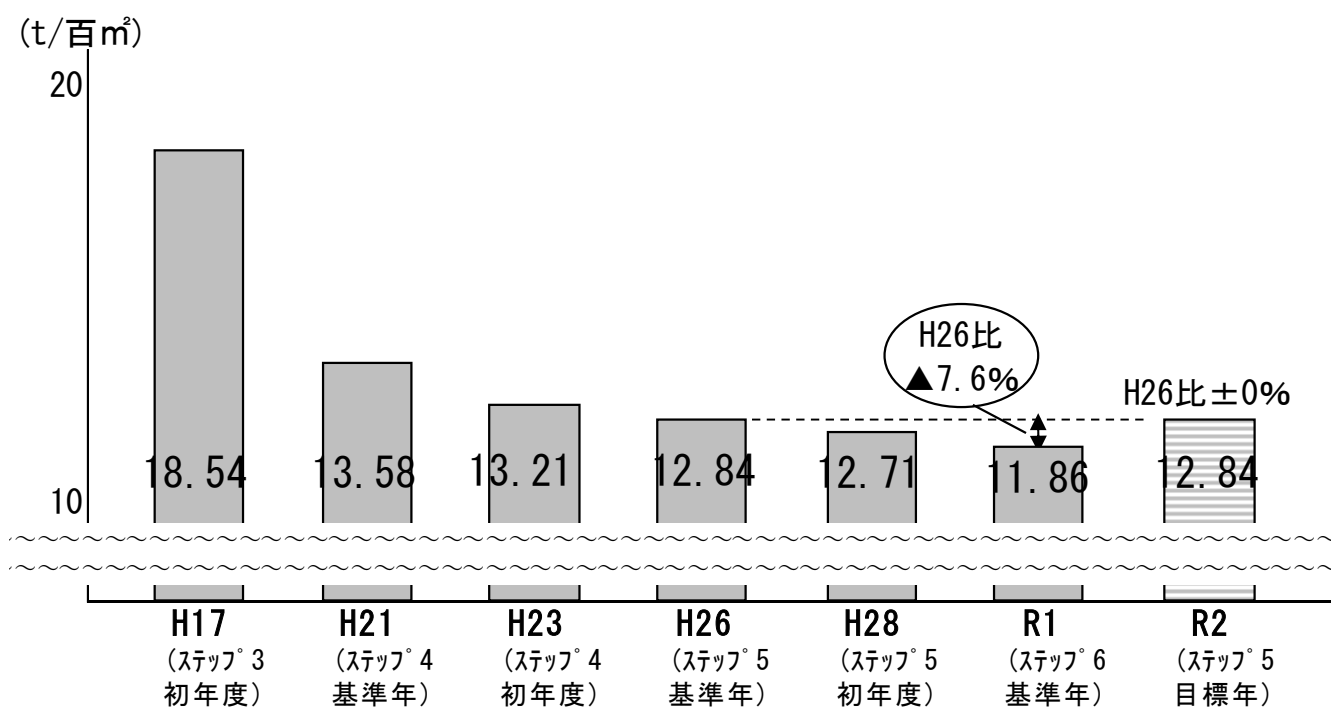
## (2) 水使用量の削減

### 【取組状況】

- ・ 節水行動に取り組んだほか、職員数減により、県施設全体、全個別施設で目標を大きく上回る削減となる見込み

項目	平成 26 年度 〔基準値〕 (t/百㎡)	令和元年度〔実績〕		令和 2 年度〔目標〕	
		(t/百㎡)	対 26 年度	(t/百㎡)	対 26 年度
県施設(県立病院・警察除く)	7.48	7.13	▲4.9%	7.48	±0.0%
県立病院	120.73	107.73	▲10.8%	120.73	±0.0%
警察	40.71	31.19	▲23.4%	40.71	±0.0%
合計	12.84	11.86	▲7.6%	12.84	±0.0%

### 【実績の推移】



## 第3章 目標

本計画の目標は次のとおりとする。

### 1 温室効果ガス排出量削減の推進

2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して県独自対策を強化する県地球温暖化対策推進計画の改定を踏まえ、県有建物、既存設備・備品の省エネ化や職員脱炭素アクションの推進、再エネ電力の計画的な調達などにより、県自らがより一層率先した取組を推進する。

特に、再エネ電力の調達については、再エネ100宣言RE Action<sup>(注1)</sup>アンバサダーとして、事業者の再エネ電力導入拡大を牽引するため、率先して取り組む。

#### 【目標】

温室効果ガス<sup>(注2)</sup>排出量（県の全ての事務・事業を対象）  
令和7（2025）年度：▲20.5%以上（令和元（2019）年度比）

#### 【考え方】

県地球温暖化対策推進計画で強化したR12（2030）目標（業務部門CO<sub>2</sub>：▲52.8%（H25（2013）比）等）から算出した削減目標に取り組む

〔 R12（2030）年度目標：▲51.0%（H25（2013）比） 〕

- (1) 削減の取組状況を明確化するため、H25（2013）年電力排出係数（0.516kg-CO<sub>2</sub>/kwh）に固定
- (2) R12（2030）（H25（2013）比）目標を、R7（2025）（R1（2019）比）に換算

### 2 廃棄物の削減、リサイクル及びリニューアブルの徹底

循環型社会を目指して全県的に取り組む。

#### (1) ごみ排出量の削減

3Rの取組を率先して推進する。

#### 【目標】

ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）排出量  
令和7（2025）年度：▲5%以上（令和元（2019）年度比）

#### 【考え方】

R元年度実績がほぼ目標を達成できる見込みであることから、さらなるごみの排出量削減に向け、引き続きステップ5と同じ削減目標に取り組む

注1 再エネ100宣言RE Action：「RE100（参加対象：消費電力量が年間50GWh以上の企業）」の参加要件を満たさない中小企業、自治体、教育機関、医療機関等が、企業活動に必要なエネルギーを100%再エネで調達することを目標に掲げる新たな民間の枠組み

注2 本計画で削減対象とする温室効果ガス：二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）

## (2) 使い捨てプラスチック利用の削減

マイクロプラスチック等の海洋プラスチックごみが社会的問題となる中、啓発物品等の脱プラスチック化やレジ袋辞退・マイボトル使用の徹底、会議用飲料へのラベルレス・軽量化・再生ペットボトルや紙容器等の使用などにより、使い捨てプラスチック削減に取り組む。

### 【目標】

啓発物品の脱プラスチック量 概ね 1/3 以上
----------------------------

### 【考え方】

使い捨てプラスチック利用削減の象徴的な取組として、啓発物品等の脱プラスチック化、バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックの導入に取り組む

## 3 省資源の推進

事務事業を実施する際に消費する資源の削減に努める。

### (1) コピー用紙使用量の削減

デジタル行政を推進するとともに、コピー機・プリンター使用時の取組を再徹底する。

### 【目標】

コピー用紙使用量（発注量） 令和 7（2025）年度：▲10%以上（令和元（2019）年度比）
--

### 【考え方】

R 元年度実績がステップ 5 の基準値から若干増加していることを踏まえ、引き続き、ザラ紙を含めた紙全体でステップ 5 と同じ削減目標に取り組む

### (2) 水使用量の削減

節水行動を推進するとともに、漏水対策を徹底する。

### 【目標】

水使用量（事務所の単位面積当たり） 令和 7（2025）年度：令和元（2019）年度実績値以下
--

### 【考え方】

R 元年度実績値が基準年度（H26 年度）水準から大幅に削減していることを踏まえ、R 元年度実績値を維持する目標に取り組む

## 第4章 取組内容

### 1 重点取組

県の「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の表明や「プラスチックごみゼロアクション」を踏まえ、新たに県自らが県民及び事業者に率先する「重点取組」を設定し推進する。

#### (1) 脱炭素社会の実現に向けた温室効果ガス排出量の削減

県独自対策を強化する県地球温暖化対策推進計画の改定を踏まえ、消費者や事業者が果たすべき役割を率先して担うべく、一層の省エネルギー・創エネルギー活用の取組を強化する。

##### ア 省エネの推進

###### (7) 県有建物の省エネ化

- 屋根、外壁、窓開口部の断熱化、日射遮蔽の検討
- 昼光利用、自然換気などの採用の検討
- ㊦○ ZEB シリーズの導入の検討

###### (イ) 既存設備・備品の計画的更新

- ㊦○ 公用車更新時の次世代自動車等の導入
- ㊦○ 下水道施設の設備更新
- ㊦○ 照明のLED化（リース導入含む）
- ㊦○ 交通信号機の灯器のLED化

###### (ウ) 職員脱炭素アクションの推進

- 適正照明
  - ・ 明るい日の光が入る窓側の照明の消灯
  - ・ 曇や雨の日などは無理せず点灯
  - ・ 職員のいない部分の消灯
  - ・ 目安として廊下の2／3消灯、執務室の1／4消灯
- 定期的な換気で適正空調
  - ・ 気温に合った服装を選択（ノーネクタイ・ノージャケット等の通年実施）し、定期的な換気の上で適正空調に努める。
  - ・ 職員の体調を考慮し、無理せず運用

（※執務室の温度に関する基準は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」第2条第1号イ及び「事務所衛生基準規則」第5条第3項に規定）

##### イ 太陽光発電設備の県施設新設・増築・改築時の導入（PPAモデル<sup>(注3)</sup>活用含む）

##### ㊦ウ 再エネ電力の計画的な調達（負荷率<sup>(注4)</sup>の低い施設から先行実施）

注3 PPAモデル：「Power Purchase Agreement（電力販売契約）モデル」の略称。電力の需要家が PPA 事業者に敷地や屋根等のスペースを提供し、PPA 事業者が太陽光発電等の発電設備の無償設置と運用・保守を行う。また同時に、PPA 事業者は発電した電力の自家消費量を検針・請求し、需要家側はその電気料金を支払う仕組み

注4 負荷率：ピーク時の電力に対する年間平均電力使用量の割合

$$\left[ \begin{aligned} \text{年負荷率} &= \frac{\text{年間平均電力 (kWh/h)}}{\text{年間最大電力 (kW)}} \times 100 \\ &= \frac{\text{過去 12 ヶ月の使用電力量の合計 (kWh)} \div (365(\text{日}) \times 24(\text{時間}))}{\text{契約電力 (kW)}} \times 100 \end{aligned} \right]$$

- ・ 契約電力は、ピーク時電力を基準に決定される。
- ・ ピーク時電力が多い場合、それに対応する基本料金となり、通常の電力使用量が少なくても電気料金は割高となる。

（通常の電力使用量がピーク時電力量に、より近い施設が高負荷となり、電気料金がより安くなる。通常の電力使用量が少ないが、一時的に（ピーク時）使用電力量が高くなる施設ほど低負荷で、電気料金が高くなる。）

## (2) 使い捨てプラスチック利用の削減

使い捨てプラスチック利用の削減に積極的に取り組むため、象徴的な取組として啓発物品等の脱プラスチック化、バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックの導入に取り組むなど、消費者、事業者にも率先して推進する。

- ⑧○ 啓発物品や文具品への使い捨てプラ製品の可能な限りの不使用
  - ・ 可能な限り紙や木製等の啓発物品・文具品への切替
  - ・ 可能な限り詰替可能な文具品の使用
- 【使用を推奨しない啓発物品や文具品例】
- 啓発物品：プラ製の盾、ポケットティッシュ、クリアホルダー
- 文具品：詰替用インクがない蛍光ペン、付箋（フィルムタイプ）等
- マイバッグ使用・レジ袋辞退の徹底
- マイボトル使用の徹底、給水器の設置検討
- ⑧○ 会議用飲料へのラベルレス・軽量化・再生ペットボトルや紙容器等の使用の推進
  - 自動販売機・店内売店での軽量化ペットボトルの販売推奨
- ⑧○ 雨傘しずく取り器の導入による雨傘用ビニール袋の削減

## (3) デジタル行政の推進によるコピー用紙使用量の削減

デジタル行政の推進によりコピー用紙の使用量削減を徹底する。

- ⑧○ テレビ会議システムやモバイルパソコンなどの活用による会議資料のペーパーレス化の推進

## 2 その他の主な取組

### (1) 3R推進の徹底

循環型社会を目指して全県的に取り組んでいる3Rの取組を率先して推進する。

- 事務用品・備品の再利用推進
- 紙類の回収・再利用の徹底
- 資源化物（ビン・缶・ペットボトル等）の分別徹底
- コピー機・プリンター使用時の取組（印刷時の両面・集約コピー、片面使用済み用紙の活用）の再徹底

### (2) 水使用量の削減

節水行動を推進するとともに、漏水対策を徹底する。

- 新築・改築施設の節水機器導入・雨水利用の推進
- 職員の節水行動の徹底
- 定期的な点検による漏水の早期発見

### (3) グリーン調達の推進

#### ア 公用車への次世代自動車等の導入

「兵庫県公用車に係る次世代自動車等導入指針」に基づき、原則として電動車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）を導入する。

#### イ 環境配慮型製品の購入推進等

##### (7) 環境配慮型製品調達方針に基づいた物品調達の推進

「環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）」に基づき、率先して環境に配慮した物品調達を推進する。特に、紙類及び文具類（品目は別に定める）の購入にあたっては、原則として環境配慮型製品とする。

##### (イ) 環境に配慮した電力調達の推進

「兵庫県の電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、再エネ比率の高い電力供給が可能な事業者を評価する仕組みに見直し、より環境に配慮した電力の調達に取り組む。

一層の省エネの取組と合わせ、再エネ電力の計画的な調達を推進する。

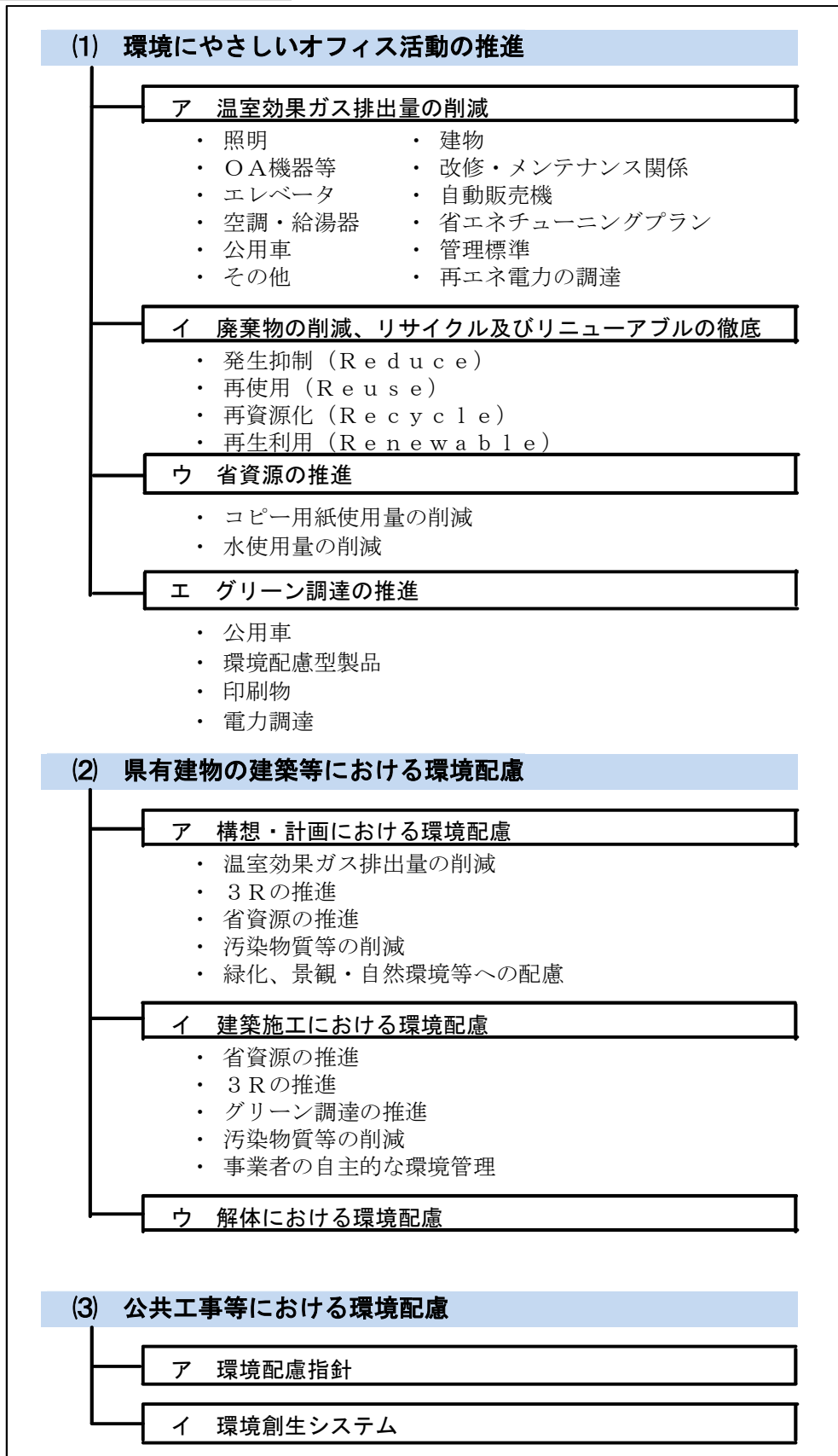
##### (ウ) その他

その他の財やサービスの契約の締結にあたっては、環境に配慮した契約に努める。

### 3 環境に配慮する具体的取組

事務の実施時、県有建物の建築・維持管理時、公共事業等の事業実施時のそれぞれの場面において、環境配慮の取組を推進する。

#### 各実施場面での取組<体系表>





## (1) 環境にやさしいオフィス活動の推進

不用箇所部分消灯実施の徹底や資源ごみの100%再利用、コピー用紙使用量削減等の取組を行い「環境にやさしいオフィス活動」を推進する。

県有建物の維持管理・運用は、施設用途（県民利用施設、事務所等）や、設備の種類・稼働年数、各施設の状況（立地場所、利用人数、OA機器による室内発熱量等）を勘案した、きめ細かく無駄の少ない維持管理・運用を実施する。

### ア 温室効果ガス排出量削減の推進

#### 【職員の取組】

項目	具体的取組
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 昼休み時間は消灯する。</li> <li>● 会議室、更衣室、トイレや湯沸場などの照明は、未使用時消灯する。</li> <li>● 事務の効率化に努め、残業時間を削減するとともに、やむを得ず残業する場合は部分点灯を徹底する。</li> <li>● 毎週水曜日及び金曜日の「県職員エコアクションの日」には定時退庁に努める。</li> <li>● 日中でも、その日の明るさや職員等の入退室に合わせ、人のいない部分や応接スペースの上の部分等の照明を消灯する。</li> <li>● 事務室の外の明るい光が入る窓際は消灯に努める。</li> </ul>
OA機器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パソコンは、省エネモードの設定を徹底する。</li> <li>● パソコンは、昼休み、退庁時及び打合せや外出等により長時間使用しない時は、エコタップ等を活用し電源を切る。（ACアダプタによる待機電力の消費抑制）</li> </ul>
エレベータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近くの階へはエレベータを使わず「3アップ4ダウン」を原則とし、階段を利用する。</li> </ul>
空調・給湯器	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気温に合った服装を選択する（ノーネクタイ・ノージャケット等の通年実施）。</li> <li>● （夏季）「夏のエコスタイル」時には、軽装に努める。</li> <li>● （夏季）カーテン、ブラインド等を利用して日射を防止し、冷房効率の向上を図る。</li> <li>● （夏季）翌朝の温度上昇を防ぐため、退庁時にカーテン、ブラインド等を閉める。</li> <li>● （冬季）1枚重ね着などおしゃれに「冬のエコスタイル」の実践に努める。</li> <li>● （冬季）気象条件や建物構造を考慮し、退庁時に適宜カーテンやブラインド等を活用して、室内温度の確保に努める。</li> <li>● ガス瞬間湯沸器の種火は、使用時以外は消火する。</li> <li>● 貯湯式湯沸器を使用している場合、最後に使用した人がコックを閉じ、消火を確認する。</li> </ul>
公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人待ちや荷下ろしなどで駐停車するときは、待機時にエンジンを停止する（アイドリング・ストップ）。</li> <li>● 急発進、急加速をしないなど、エコドライブを行う。</li> <li>● 車内に不用な荷物を積み込んだまま運転しない。</li> <li>● できる限り乗り合わせに努める。</li> <li>● 近距離の移動は、徒歩や自転車の利用を励行し、公用車の利用を控える。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本庁舎においては、使用電力の「見える化」により、職員自らがリアルタイムで電力使用量を把握し、積極的に節電に取り組む。</li> </ul>

【所属長・エコリーダーの取組】

項 目	具 体 的 取 組
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 白熱球の購入を控えるとともに、器具に適合したLED照明等のエネルギー消費効率の高いものを選択する。</li> </ul>
OA機器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コピー機等は、省エネモードの設定を徹底する。</li> <li>● 電気製品は必要最小限とする。</li> <li>● 常時電源を入れて使用するプリンターは必要最小限とする。</li> <li>● 電気製品（テレビ等）は、使用時以外電源プラグをコンセントから抜く。</li> <li>● ストープ等は、特別な事情がある場合を除き使用しない。</li> <li>● 冷蔵庫は、季節や気温に合わせて内部の温度を強弱調整したり、適時、霜取りを行うなど適正な管理に努め、中身を整理して無駄に扉を開閉しないように努める。 (※ 冷蔵庫に物を詰めすぎると、冷気の流れが悪くなり、冷えないばかりか電力使用量が増加する。)</li> <li>● ポットの保温温度はできるだけ低い温度に設定する(推奨温度:80度)。</li> </ul>
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 部屋ごとに冷暖房を運転する場合は、定期的な換気で、室内の実質温度を、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」第2条第1号イ及び「事務所衛生基準規則」第5条第3項に規定する温度の範囲内で、温度計を設置して管理する。</li> <li>● 空調設備の吹出口及び吸込口に物を置かない。</li> <li>● エアコンを使用しない時期は、電源プラグをコンセントから抜く。</li> <li>● サーキュレーター等を使用し、効率的な空調に努める。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● イベント、行事<sup>*</sup>の実施にあたっては、開催に伴う温室効果ガス排出量の全部又は一部について、「CO<sub>2</sub>削減相殺制度(ひょうごカーボン・オフセット)」を実施する。 (※ 「イベント、行事」とは、期間を設定し、不特定多数の県民が参集し開催するもの。詳細については「CO<sub>2</sub>削減相殺制度(ひょうごカーボン・オフセット)実施要綱」(農政環境部環境管理局大気課策定、平成21年12月16日施行)によるものとする。)</li> </ul>

## 【庁舎管理者の取組】

項 目	具 体 的 取 組
建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ウォークスルー（施設巡視）点検を定期的を実施し、取組改善に努める。</li> <li>● エネルギー使用状況を、年間実績、月別実績等でグラフ化し、定期的に分析、評価する。</li> <li>● 上記の分析・評価の結果、エネルギー使用量が増加傾向にある施設は、取組内容の見直しを行い、適切な庁舎管理を徹底する。</li> <li>● BEMS等の導入を推進し、エネルギー使用状況を定期的に分析、評価し、エネルギー使用の削減に努める。</li> </ul>
改修・メンテナンス関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高効率の熱源機器、空調機器、給湯器等への改修を推進する。</li> <li>● 経年劣化等により効率が低下したポンプや冷却塔の更新、全体的な設備の更新が困難な場合は部分的な設備の更新に努める。</li> <li>● ボイラーや冷温水発生機等の適切な燃焼管理（空気比調整と排ガス管理）に努める。</li> <li>● 配管の保温により、エネルギーロスの削減に努める。</li> <li>● 室外機の設置位置等を工夫し、通風の確保や直射日光の防止に努める。</li> <li>● 定期的に機器の保守点検（冷却塔の充てん材、温湿度センサー及び空調機のフィルター等の清掃並びに冷却水の水質管理等）に努める。</li> <li>● 室内照明、外灯（水銀灯）について、LED照明等高効率照明への更新等による省エネ化改修事業を計画的に推進する。</li> <li>● 白熱電球・放電ランプからLED照明への転換を図り、照明の高効率化に努める。</li> <li>● 昇降機の定期的な保守及び点検を行う。</li> </ul>
空調設備(熱源設備含む)、換気設備、給湯機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 冷暖房時は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」第2条第1号イ及び「事務所衛生基準規則」第5条第3項に規定する温度の範囲内で、適切な室温の維持に努める。また、中央熱源方式においては、冷温水出口温度の適正化、冷却水設定温度の適正化に努める。</li> <li>● 空調機器の吹出口及び吸込口を阻害しないように努める。</li> <li>● 冷暖房時は、外気負荷の低減を図るため、適切に換気を行いながら、外気導入量の見直し（OAダンパー開度調整等）、建物入口扉及び窓等の開放禁止に努める。</li> <li>● 冷暖房時は、外気温や不快指数（気温及び湿度）に合わせた運転時間調整に努める。</li> <li>● 春・秋の中間期は、原則として熱源設備の運転を停止する。</li> <li>● 冷暖房時は、可能な限り熱源設備の余熱運転を利用し、冷暖房を停止する約30分前<sup>*</sup>に熱源設備の運転を先に停止する。 （※ 施設の使用状況に応じて30分以内で柔軟に対応）</li> <li>● 冷房負荷の大きい夏期は、夜間や早朝に外気導入（ナイトページ）を検討する。</li> <li>● 機械室等の給排気ファンは間欠運転を行うとともに、休日は運転を停止する。 また、エレベーター機械室、電気室の排気ファンの起動条件を見直す。</li> <li>● トイレの換気ファンは、間欠運転や人感センサーの導入等により適正運転を行う。</li> <li>● 給湯温度設定をできる限り低くする。</li> </ul>

照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 照明器具の定期的な清掃及び点検に努める。</li> <li>● 本庁及び消灯の一括操作が可能な庁舎においては、昼休み及び夜間（19時から22時毎時）に室内の一斉消灯を実施する。また、廊下、トイレ、地下駐車場等では自然光を活用し、天候等に応じて部分点灯を行うとともに、こまめに間引き消灯を行う。</li> <li>● 施設敷地内の外灯等は、一般系統と保安系統に分け、深夜は保安系統のみ点灯する。</li> </ul>
項目	具体的取組
エレベータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 使用頻度が低い時間帯におけるエレベータの一部休止、急行運転、夜間の間引き運転等適切な運転抑制を行う。</li> </ul>
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自動販売機は可能な限り照明の消灯に努める。</li> <li>● 設置台数は必要最小限とし、設置又は更新する際は、エコ・ベンダー<sup>※</sup>等の省エネ型で、かつフロン類が使用されていない販売機を選択する。 (<sup>※</sup> 夏場(7～9月)は、午前中に商品を冷やし込み、電力需要がピークを迎える午後(1～4時)は冷却運転をストップする省エネ型の飲料自販機)</li> </ul>
省エネチューニングプラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 部局・各施設管理者は、各施設の効率的なエネルギー使用量削減を図るため、上記及び各施設の個別状況を踏まえた季節ごとの省エネチューニングプランの作成・運用に努め、各施設設備の省エネチューニング<sup>※</sup>を推進する。 (<sup>※</sup> 省エネを観点とした最適な運転方法への見直し)</li> </ul>
管理標準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設管理者は、上記を踏まえて各設備の管理標準<sup>※</sup>を作成し、適正な運用を図る。 (<sup>※</sup> 省エネ法に規定された設備ごとの運転・管理等マニュアル)</li> </ul>
再エネ電力の調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 負荷率の低い施設から再エネ電力の計画的な調達に努める。</li> </ul>

## イ 廃棄物の削減、リサイクル及びリニューアブルの徹底

### 【職員の取組】

項目	具体的取組
発生抑制 (Reduce)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁内会議及び自治体を招集した会議等では、原則、封筒を配布しない。</li> <li>● パンフレット等は、必要性等を十分考慮し、必要最小限を作成する。</li> <li>● シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみとする。</li> <li>● 物品の長期使用に努める。</li> <li>● 使い捨て容器による飲料や弁当等の購入を自粛する。</li> <li>● マイボトルを使用し、使い捨てプラスチック容器を使用した飲料の購入を自粛する。</li> <li>● 使い捨てプラスチック容器を使用した弁当等の購入を自粛する。</li> <li>● マイ箸、マイカップの持参により、割り箸、紙コップ等の使用を控える。</li> <li>● 売店等での買い物の際には、マイバックを持参し、レジ袋の受取を辞退する。</li> </ul>
再使用 (Reuse)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ファイル類の再使用に努める。</li> <li>● ポスター、カレンダー等の裏面をメモ用紙に活用する。</li> <li>● 使用済封筒を庁内メール用封筒等として再使用する。</li> <li>● 使用していない筆記用具等はストック置き場に戻す。</li> </ul>
再資源化 (Recycle)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁舎管理者が定める排出方法に従い、分別排出を徹底する。</li> </ul>
再生利用 (Renewable)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バイオマスプラスチック製品を使用する。</li> </ul>

### 【所属長・エコリーダーの取組】

項目	具体的取組
発生抑制 (Reduce)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 使い捨てプラスチック製の啓発物品や文具品の使用を控える。</li> <li>● 会議用飲料にラベルレス・軽量化・再生ペットボトルや紙容器を使用する。</li> <li>● 原則、課室内の屑かごを廃止し、分別ボックス（袋）のみとする。</li> <li>● 物品等は必要最小限の量を計画的に購入する。</li> <li>● 包装は簡素なものを選択し、不要な包装箱等は納入業者に引き取らせる。</li> <li>● 備品は、修理等加えながら長期使用に努める。</li> </ul>
再使用 (Reuse)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 詰め替え可能な文具、洗剤等を使用する。</li> <li>● トナーカートリッジの回収・再利用を促進する。</li> <li>● 備品等の高効率供用を図るため、不要品の所管替えを促進する。</li> </ul>
再資源化 (Recycle)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設所在地の市町が定める廃棄物排出区分に基づく排出方法を定め、分別排出しやすいごみ置き場を設ける。</li> <li>● 不要用紙の回収箱を設置し、リサイクルを推進する。</li> <li>● シュレッダー屑は再生紙の原料に回すよう努める。</li> <li>● 牛乳・飲料パックやペットボトルのキャップ等、自治会や小売店等が独自にリサイクルを行っている場合、それらの取組と連携が可能か検討し、資源として活用するよう努める。</li> </ul>
再生利用 (Renewable)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 備品や普及啓発資材にバイオマスプラスチック製品を活用する。</li> </ul>

## 【庁舎管理者の取組】

項 目	具 体 的 取 組
発生抑制 (Reduce)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁舎売店等に対し、再使用可能な容器による販売の促進、レジ袋など不要な包装の提供を行わないよう要請する。</li> <li>● 食堂等に対し、提供する飲食物の量を調整可能とすること、持ち帰り希望があった場合に持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減を図るよう推奨する。</li> <li>● 自動販売機や庁内売店での軽量化ペットボトルの販売を推奨する。</li> <li>● 雨傘用ビニール袋を削減するため、雨傘しずく取り器の導入に努める。</li> <li>● 自由に給水できる給水スポットを増やすため、給水器の設置に検討する。</li> </ul>
再使用 (Reuse)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リユースコーナーやリサイクルボックスの設置を促進する。</li> </ul>
再資源化 (Recycle)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設所在地の市町が定める廃棄物排出区分に基づく、排出方法及びリサイクルを徹底し、資源ごみの100%再利用、再資源化を図る。</li> <li>● 不要書類、空き缶等資源化可能物の保管スペースの確保を行う。</li> <li>● 生ごみを堆肥にリサイクルする食品リサイクルを率先実施する。</li> <li>● 紙、びん、缶等を引き取る業者にリサイクルの徹底を指導する。</li> <li>● 民間のリサイクル業者や地域の自主回収とも連携し、可能な限り多くのリサイクルに努める。</li> </ul>

## ウ 省資源の推進

### (7) コピー用紙使用量の削減

#### 【職員の取組】

項目	具体的取組
文書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務の執行方法の改善に努め、コピー用紙使用量の削減に努める。</li> <li>● 県庁WAN等（電子メール、掲示板等）の利用により、用紙の配布を抑制する。</li> <li>● 定例的なもの、軽易なものは、余白処理による起案を徹底する。</li> <li>● 資料等の小さなミス修正は手書きで行い、再コピーは行わない。</li> </ul>
文書の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人の資料保管を必要最小限とし、資料の共有化、簡素化や掲示板の利用を図る。</li> </ul>
プリンターの使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 集約印刷機能（1枚に複数頁を印刷する機能）を可能な限り活用する。</li> <li>● 案作成段階の文書印刷は、片面使用済み用紙を利用する。</li> <li>● 電子メールやインターネットの情報は、画面上での確認を基本とし、印刷は最小限とする。</li> </ul>
コピー機の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資料の作成は、原則として両面コピーとする。</li> <li>● 文書の内容に応じて、片面使用済み用紙を可能な限り利用する。</li> <li>● 集約印刷機能（1枚に複数頁を印刷する機能）を可能な限り活用する。</li> <li>● コピーをする際には、用紙サイズ等を確認しミスコピーの防止に努める。</li> </ul>
会議（研修含む）の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>● テレビ会議システムやペーパーレス会議システムを活用した電子会議の開催を進め、モバイルパソコン、タブレット端末、拡張用モニター、プロジェクタ等の活用により、会議資料を極力印刷せず、会議のペーパーレス化に努める。</li> <li>● eラーニング研修の実施を進め、研修資料のペーパーレス化を図る。</li> <li>● 会議資料等は、要点を押さえて簡素化を図り、配布枚数の削減を図る。</li> <li>● 会議資料等は余部が生じないように印刷部数を最小限とする。</li> <li>● 会議開催前に事前配布した資料は、当日重複配布しない。</li> <li>● 会議等資料の一部を訂正する場合は、可能な限り訂正した部分のみ差し替えし、資料全体の差し替えは行わない。</li> </ul>
FAXの使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● FAXの送信票はできる限り省略し、本文余白を利用する。また、使用する必要がある場合は、片面使用済み用紙を活用する。</li> </ul>

#### 【所属長・エコリーダーの取組】

項目	具体的取組
コピー機の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コピー機の初期設定を片面→両面コピーに設定する。</li> <li>● コピー機に片面使用済み用紙専用トレイを設定する。</li> <li>● 集約印刷機能（1枚に複数頁を印刷する機能）の活用方法をコピー機の側に掲示する等工夫し、職員の取組を促進する。</li> </ul>

## (イ) 水使用量の削減

### 【職員の取組】

項目	具体的取組
水	<ul style="list-style-type: none"><li>● トイレでは流水音発生装置を利用し、2度流しをしない。</li><li>● 歯磨きや食器洗いの際は、水を流したままにしない。</li><li>● 洗車の際は、バケツに水をためて洗うなど、水の使用を最小限とする。</li></ul>

### 【所属長・エコリーダーの取組】

項目	具体的取組
水	<ul style="list-style-type: none"><li>● 必要最小限の水量となるよう元栓を調整する。</li><li>● 定期的な点検等により、漏水の早期発見に努める。</li></ul>

### 【庁舎管理者の取組】

項目	具体的取組
水	<ul style="list-style-type: none"><li>● 流水音発生装置、自動水栓、自動洗浄便器、節水機器等節水に有効な設備の導入や雨水利用を検討する。</li><li>● 水道使用量等をグラフ化し、漏水等の早期発見に努める。</li><li>● 植栽などの散水は効率的・計画的に行う。</li></ul>



## エ グリーン調達推進

### 【所属長・エコリーダーの取組】

項目	具体的取組
公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公用車を更新又は新規導入する場合は、「兵庫県公用車に係る次世代自動車等導入指針」に基づき、原則として電動車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）を導入する。</li> </ul>
環境配慮型製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 紙類は、原則として、「環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）」に掲げる基準を満たす用紙を購入する。</li> <li>● 事務用品等は、原則として、「環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）」に基づき製品を購入する。</li> <li>● O A機器、空調機器及びその他電気製品の更新や購入について、原則として「環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）」に基づき調達するとともに、国際エネルギースターロゴ表示機種又は省エネ基準達成製品（緑色の省エネラベル（eマーク）表示機種）を選択する。</li> <li>● 備品は、修理や部品交換が容易なもの、保守点検サービス期間が長いもの、原則として環境配慮設計がなされたものを購入する。</li> <li>● O A機器の調達においては、環境配慮契約法の趣旨を踏まえ、最適配置等を考慮した機器調達（利用状況や要求性能を考慮した設置台数・配置の最適化、環境負荷の低減、費用等様々な観点を考慮した調達）を検討する。</li> </ul>
印刷物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として「環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）」に基づき作成する。</li> <li>● 印刷物に、リサイクル適性ランク（古紙再生を阻害する材料等の使用状況により識別）を表示する。</li> <li>● 原則として、リサイクル適性ランクリスト「Aランク」の資材等を使用して印刷物を発注する。</li> </ul>

### 【庁舎管理者の取組】

項目	具体的取組
環境配慮型製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として「環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）」に基づき、製品、材料及び役務等の調達に努める。</li> <li>● 電化製品、蛍光灯等の購入の際は、省エネ基準達成機器（緑色の省エネラベル（eマーク）表示）等、エネルギー消費効率の高いものを選択する。</li> </ul>
電力調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 競争入札により電力を調達する際は、「兵庫県の電力の調達に係る環境配慮方針」（環境部環境政策課策定）に従い、電気事業者の二酸化炭素排出係数等、環境負荷への配慮を適切に評価した上で、契約先の選定を行う。</li> </ul>



項 目		具 体 的 取 組
3 R の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建物の耐久性と再利用を考慮した材料、部材の選択に努める。</li> </ul>
省資源の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雨水、井水、下水再生水を利用した水洗トイレ又は植栽への散水等の施設整備を検討する。</li> <li>● 給水装置等に、必要に応じて感知式の洗浄弁、自動洗浄等節水に有効な器具を設置する。</li> <li>● 駐車場や歩道等に、透水性舗装を積極的に採用し、雨水の地下浸透を図る。</li> </ul>
汚染物質等の削減	建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁舎設置の際は、日照阻害や電波障害対策を講じるよう配慮する。</li> <li>● 庁舎設置の際は、土壌汚染の状況把握に努める。</li> <li>● 建材の選定の際は、揮発性有機化合物(VOC)の放散による健康への影響に配慮する。</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 燃焼施設は、天然ガス等環境負荷が相対的に小さい燃料の使用可能なものや低NO<sub>x</sub>対策等が講じられた低公害機器の設置を検討する。</li> <li>● 施設の排水・排ガス処理施設は、現状で適用可能な最善の技術を用いた装置とする。</li> </ul>
緑化、景観・自然環境等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁舎を新設する際は、空地面積の 50%以上の緑化を行うよう努める。</li> <li>● 施設の形状等が周辺環境（歴史的環境を含む）との調和が図られるよう総合的な検討を行う。</li> <li>● 緑化にあたっては、地域の環境改善への貢献、施設のイメージアップのため、地域の生態系を考慮し生物多様性を確保できる種を選定し植栽するなど、地域の自然環境に沿ったビオトープの保全と創出に配慮する。</li> <li>● 駐車場は、グラスパーキングの採用を検討するなど、ヒートアイランド対策に努める。</li> </ul>

## イ 建築施工における環境配慮

項目	具体的取組
省資源の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮設工等では、木材型枠の効率的、合理的利用を図るとともに、地球規模で問題となっている熱帯材等の使用量適正化のため、国産材型枠や鋼製型枠の使用に努める。</li> </ul>
3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建設副産物の発生抑制、再利用の促進及びその適正な処理を図る。</li> <li>● 建設材料は、再生材料、またはリサイクル可能なものを積極的に利用する。</li> </ul>
グリーン調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として「環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）」に基づき材料等の調達に努める。</li> <li>● 「兵庫県公共建築物等木材利用促進方針」に基づき、県有施設における木材製品の導入に努める。</li> <li>● トップランナー制度対象機器（照明器具、変圧器、エアコン、三相誘導電動機等）は、トップランナー基準達成機器の調達に努める。</li> </ul>
汚染物質等の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 揮発性有機化合物（VOC）の放散の極めて少ない建材の使用に努める。</li> <li>● 住宅地等騒音・振動の影響が予想される場所で使用する建設機械は、低騒音・低振動型を使用するよう努める。</li> <li>● 工事の際の出入り車両による排ガス、騒音、振動等をできるだけ抑制するよう努める。</li> <li>● 工事中の騒音、振動、濁水、土壌汚染、地下水汚染、アスベストなどの粉じん等について、状況に応じ環境監視を行い、必要な環境保全対策を講じる。</li> </ul>
事業者の自主的な環境管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入札参加資格者の審査において、事業者のISO環境規格、エコアクション21認証取得を考慮する。</li> </ul>

## ウ 解体における環境配慮

項目	具体的取組
解体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存建築物の補修、修繕、取り壊しや設備等の更新、廃棄を行う場合は、アスベストや、家電・エアコン等に使用されているフロン類、PCB、水銀の適正処理を行う。</li> <li>● 建設副産物のリサイクルを推進する。</li> </ul>

### (3) 公共工事等における環境配慮

「環境配慮指針」に基づき公共工事を実施するとともに、「環境創生システム」の運用により、工事の全体計画策定時に、新技術・新工法等を積極的に活用し、先進的に効果の高い環境創生技術の導入を図る。

#### ア 環境配慮指針

県が事業活動を実施するときは、以下の指針を理念とし、環境の保全と創造、負荷の低減に取り組む。

指針名	策定部局	改定時期等	備 考
環境配慮指針道路事業編	県土整備部	平成20年4月	都市計画道路、幹線道路の建設や補修に係る環境配慮
環境配慮指針河川事業編	県土整備部	平成20年4月	護岸整備、堤防設置、川幅の拡幅、維持管理等に係る環境配慮
環境配慮指針ダム事業編	県土整備部	平成20年4月	治山、水資源確保等のためのダム建設や維持管理に係る環境配慮
環境配慮指針砂防関係事業編	県土整備部	平成20年4月	土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所における砂防ダム建設や擁壁の整備等に係る環境配慮
環境配慮指針下水道事業編	県土整備部	平成20年4月	流域下水道整備、建設、維持管理等に係る環境配慮
環境配慮指針港湾・海岸事業編	県土整備部	平成20年4月	高潮対策、埠頭整備、海岸環境整備等に係る環境配慮
環境配慮指針公園事業編	県土整備部	平成20年4月	都市公園の整備、管理等に係る環境配慮
環境配慮指針【農業農村整備事業】	農政環境部	平成14年6月	農業農村整備事業に係る環境配慮
治山事業・林道事業：環境配慮指針	農政環境部	平成20年12月	災害保全のための森林造成工事、森林の保全育成に必要な林道整備等に係る環境配慮
環境配慮指針沿岸漁場整備開発事業	農政環境部	平成20年12月	漁場における人工礁漁場、養殖場造成工事等に係る環境配慮
環境配慮指針・海岸事業	農政環境部	平成13年3月	漁港区域の海岸整備や災害復旧工事等に係る環境配慮
地域整備事業：環境配慮指針	企業庁	平成13年3月	地域整備に係る造成工事、公園整備等に係る環境配慮
水道用水供給事業・工業用水供給事業環境配慮指針	企業庁	平成13年3月	水道及び工業用水道に係る配水管整備工事等に係る環境配慮
イベント環境配慮指針	農政環境部	令和元年9月	県民が参加する県主催のイベントに係る環境配慮

#### イ 環境創生システム

公共事業の実施にあたっては、以下の要綱等に基づき、新技術・新工法等を積極的に活用し、先進的に、効果の高い環境創生技術の導入を図る。

要綱等名	策定部局	策定期期	備 考
環境創生システム推進基本要綱	全部局	平成14年4月	全ての部局は、公共工事を実施する場合、事業費の一部を環境創生措置に充てる。
環境創生システム運用要領	全部局	平成14年4月	環境創生措置事項（地球環境への配慮、良好な生活環境の確保、自然環境の保全）

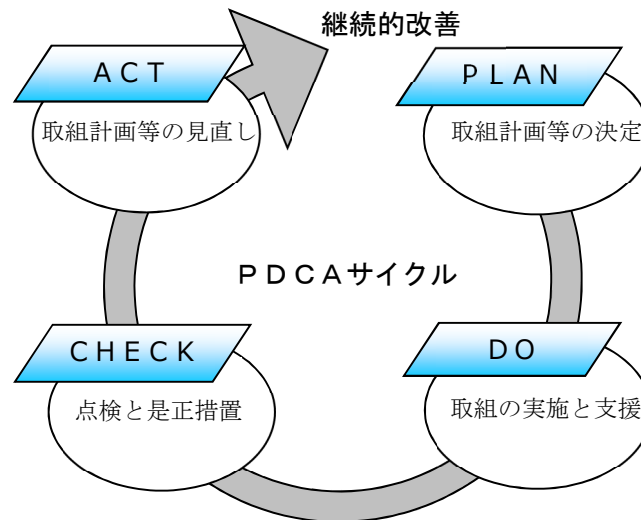
## 第5章 計画の推進

### 1 基本的な考え方

#### (1) 環境マネジメントシステムの運用

計画の実効性を高め、効果的な進捗を図るため、ISO14001のPDCAサイクルのノウハウを活用し構築した環境マネジメントシステムを運用し、継続的な取組の見直し、取組を徹底する。

#### 【PDCAサイクルによる継続的改善】



#### (2) 推進体制

知事を頂点とした全庁的な推進体制により、計画の目標達成を推進する。

### 2 推進体制

#### (1) 環境適合型社会形成推進会議

県の環境行政の総合的な推進を図るための全庁的な横断組織である「環境適合型社会形成推進会議（会長：知事）」において、計画の決定を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを決定する。

#### (2) 環境マネジメント会議

「環境適合型社会形成推進会議」の部会である「環境マネジメント会議（議長：環境部次長、事務局：環境政策課）」において、計画の進捗を管理する。

#### (3) 部局長、県民局長、県民センター長

部局（県民局・県民センター）における本計画の取組に係る総括・責任者で、「環境適合型社会形成推進会議」構成員。

「環境適合型社会形成推進会議」決定事項に基づいた部局（県民局・県民センター）取組方針を示し、所管の部局（県民局・県民センター）環境推進責任者に、方針に基づく取組を推進するために必要となる責任と権限を付与する。

#### (4) 部局環境推進責任者（総務担当課長）、県民局・県民センター環境推進責任者（総務担当室長）

部局長（県民局長・県民センター長）の指示に基づき、効果的な取組を行えるよう、部局（県民局・県民センター）内の総合調整を行い、円滑な推進を担う責任者。

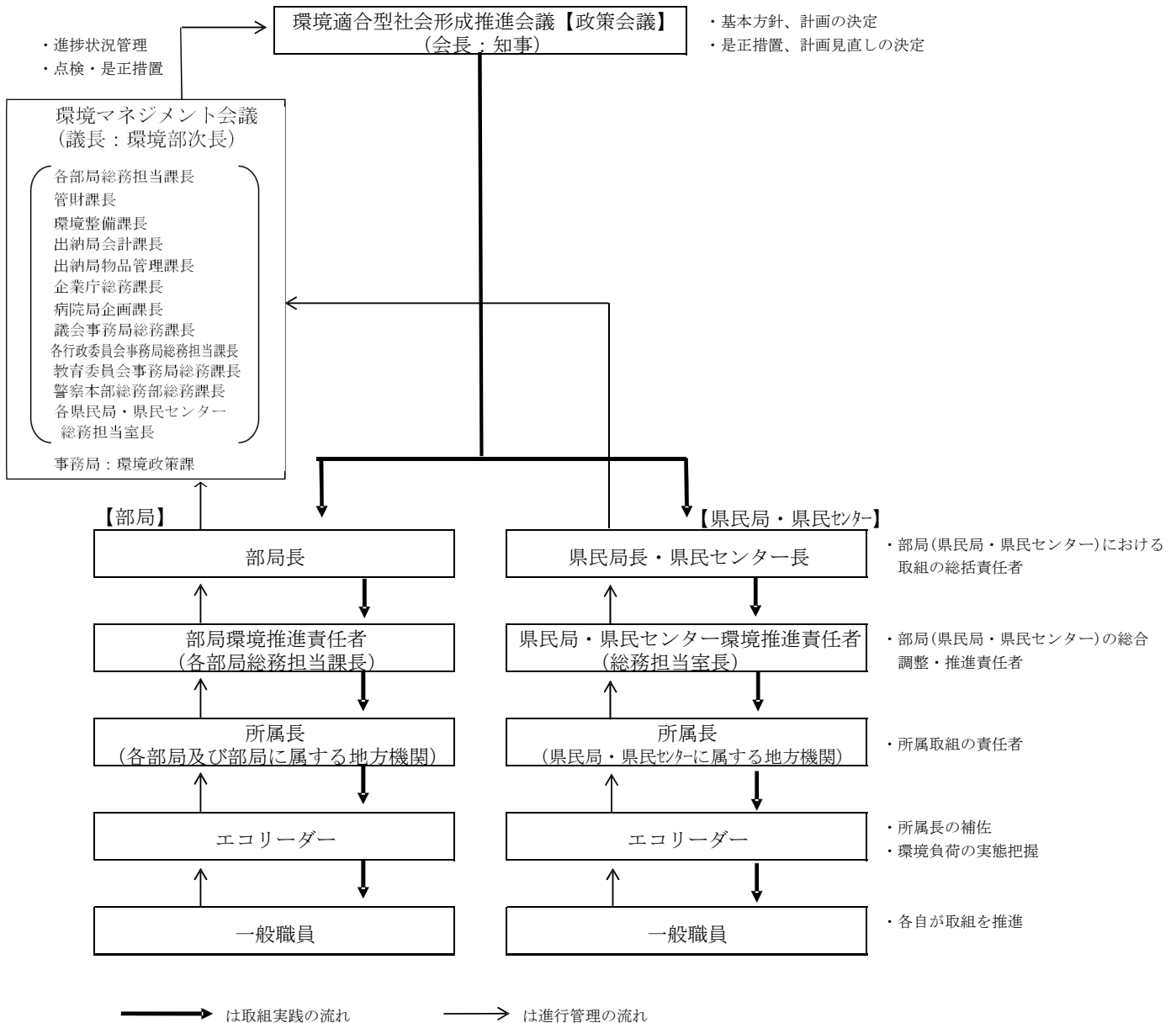
(5) 所属長

計画目標達成のための所属取組に関する責任者。  
取組推進のため、補佐としてエコリーダーを指名する。

(6) エコリーダー

所属長を補佐し、所属における実施計画に基づく取組を着実に実施するため、職員を指導する。

【推進体制】





### 3 推進方法

#### (1) P D C Aサイクルによる継続的改善

所属長・エコリーダーを中心に、各所属ごとにP D C Aサイクルにより進行管理を行い、取組の確実な実施と継続的な改善を図る。

##### ア 目標、実施計画の策定（P L A N）

各所属長は、本計画の数値目標を踏まえ、毎年度当初、所属の目標、目標達成のための取組（手段）及び年間計画を立案し、各部局総務担当課長、県民局・県民センター総務担当室長に提出する。

##### イ 取組の実施と事務局による支援（D O）

職員、所属長（エコリーダーが補佐）、施設管理者等は、実施計画に基づく取組を着実に実施し、年度当初に定めた目標の達成を図る。

環境マネジメント会議事務局は、取組の推進に有益な情報提供や普及啓発活動を行い、エコリーダーによる指導や職員等の取組を支援する。

##### ウ 進捗状況の点検や是正措置の検討（C H E C K）

所属長は、目標及び取組の進捗状況を定期的に確認、点検し、各部局総務担当課長、県民局・県民センター総務担当室長を経由し、環境部次長（環境マネジメント会議議長）に報告する。

環境部次長は、各部局、県民局・県民センターからの報告を踏まえ、年1回環境マネジメント会議を開催し、計画の進捗状況を点検し、必要に応じて目標達成に向けた指導を実施する。

##### エ 計画の見直し（A C T）

環境部次長は、計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて環境適合型社会形成推進会議に計画の見直しを提案し、計画を見直す。

#### (2) 職員に対する研修・指導による取組の促進

本計画による取組の実効性を高めるためには、職員一人ひとりの意識の高まりと実践が必要であり、次に掲げる研修や指導を行い、職員一人ひとりの取組を促進する。

##### ア 所属長・エコリーダーに対する研修

環境マネジメント会議事務局は、所属長及びエコリーダーを対象に、本計画及び環境マネジメントシステムの推進に資するため、研修会を年1回以上開催する。

##### イ 一般職員等に対する研修・指導

所属長又はエコリーダー等は、職員（非常勤職員等を含む）を対象に、各所属での取組状況や環境問題への認識を深めるための研修会を、職場での会議等を活用し、年1回以上実施するとともに、目標達成に向け指導に努める。

##### ウ 研修実施に伴う記録等

研修実施者は、研修会実施後に「研修実施記録」を作成するとともに、研修参加者の出欠の有無をチェックし、欠席者があれば再研修を実施する。



## 第6章 県立病院、警察の取組

県立病院及び警察は、外部要因に業務が左右されやすい等、業務の特殊性を有している。そのため、計画の取組項目及び目標を以下の考え方により定めるとともに、第4章、第5章に加え、以下の取組及び推進方策を実施する。

### 1 県立病院の取組

#### (1) 計画の取組項目及び数値目標

##### ア 温室効果ガス排出量の削減

県立病院は、エネルギー消費が多いことや、医療・検査用機器の増加など、患者サービス向上の観点からの温室効果ガス排出量増加要因が多く存在している。そこで医療サービスの質の維持・向上に支障のない範囲で、様々な追加的な取組を行い、排出量削減に努める。

数値目標として、県全体の温室効果ガス総排出量の削減目標（令和7（2025）年度に令和元（2019）年度比20.5%以上削減）の達成に取り組む。

##### イ 廃棄物の削減、リサイクル及びリニューアブルの徹底

3Rの取組及び使い捨てプラスチックの利用削減を推進するとともに、医療廃棄物の適切な処理を引き続き行う。県立病院では、清掃委託業者が、施設内の廃棄物の収集を担当することが多いことから、業者へのリサイクル実施等の指導を徹底する。

数値目標として、県全体のごみ排出量の削減目標（令和7（2025）年度に令和元（2019）年度比5%以上削減）及び啓発物品の脱プラスチック化の目標（脱プラスチック量概ね1/3以上）の達成に取り組む。

##### ウ 省資源の推進

県立病院での資源の消費量は、患者数等、外的要因に左右される面があるが、業務に支障のない範囲で可能な限り資源の節約に努める。

##### (7) コピー用紙使用量の削減

きめ細かなインフォームドコンセント等、患者サービスの向上を図るとともに、診療報酬体系に基づく収益を確保するため、患者一人ひとりに対する医療を充実させていることから、大幅な削減は困難な状況にあるが、eラーニング研修の実施による研修資料のペーパーレス化をはじめ、モバイルパソコン、タブレット端末を活用し、院内カンファレンス等のオンライン化による会議資料のペーパーレス化に努める。加えて、できる限り両面コピーや集約印刷機能（1枚に複数頁印刷できる機能）の活用を徹底することで、削減を目指す。

数値目標として、県全体のコピー用紙使用量の削減目標（令和7（2025）年度に令和元（2019）年度比10%以上削減）の達成に取り組む。

##### (イ) 水使用量の削減

病棟、検査、給食等、患者対応部門の水使用量が多く、外部要因に左右されやすい事情があるが、患者等への普及啓発を含めできる限り節水に努める。

数値目標として、県全体の水使用量の削減目標（事務所の単位面積当たりの水使用量を令和元（2019）年度から増加させない）の達成に取り組む。

##### エ グリーン調達への推進

環境への負荷の小さい物品等を調達するグリーン調達に取り組む。医療機器に関する環境配慮製品リストが存在しないことから、共通の取組方針、数値目標とするが、当該製品リストが定められた場合は、医療機器に関するグリーン調達にも取り組む。

## (2) 取組内容

県立病院では、第4章の取組に加え、次に掲げる取組など、業務の特殊性を踏まえた追加的な取組を行う。

追加項目	具体的取組
所属の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 病室の温度調節を適正にする。</li> <li>● 感染症病室の空気圧を適正にする。(必要以上の陰圧は不要)</li> <li>● 診療時間に応じ、照明の強さを切り換える。</li> <li>● 夜間・休日の医療機器はできるだけ電源を切る。</li> <li>● 厨房使用時間が最短になるよう、作業の段取り、手順等を見直す。</li> <li>● ボイラーの蒸気漏れがないか定期的にチェックする。</li> <li>● 夜間等、長時間蒸気を使用しない系統のバルブを閉める。</li> <li>● 患者等、来院者に節水行動を呼びかける。</li> <li>● 清掃委託業者等に対し、資源化可能物のリサイクルを徹底するよう指導を行う。</li> </ul>

## (3) 推進方法

第5章の推進体制、方法により取組を進める。

ただし、県立病院の特殊事情を踏まえた進捗管理を行うため、以下のことを実施する。

### ア 特殊事情を踏まえた要因分析

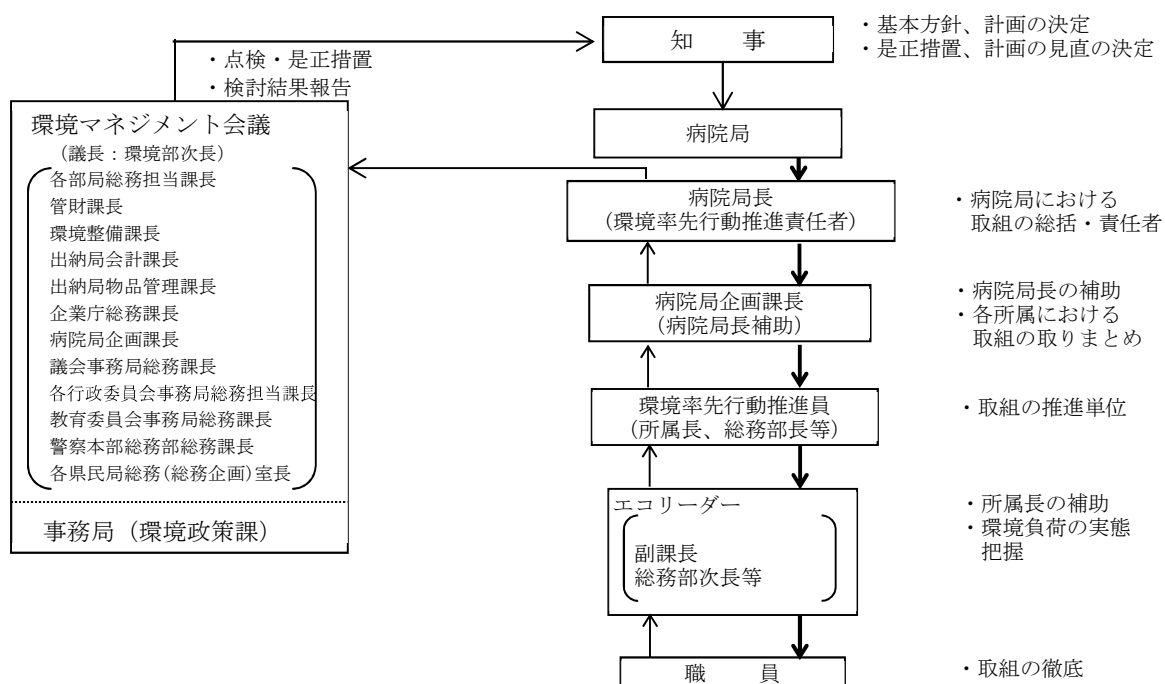
病院局長及び環境率先行動推進員は、毎年の進捗状況取りまとめ時に、業務の特殊性が取組の進捗に与えた影響、追加的な取組の効果等について、分析・評価を行い、その結果を、対応方針とともに環境マネジメント会議事務局に報告する。

また、年に一度の計画見直し時には、これら分析・評価、対応方針をもとに、追加の取組の要否を検討する。

### イ 個別の進捗報告

環境適合型社会形成推進会議への進捗報告は、他の部局と区分して行う。

### 【病院局の推進体制】



→ は、取組実践の流れ、 → は、進行管理の流れを示す。

## 2 警察の取組

### (1) 計画の取組項目及び数値目標

#### ア 温室効果ガス排出量の削減

警察は、24 時間体制で犯罪捜査、交通事件・事故、交通取締、警察安全相談の受理等、外部環境に由来するエネルギー消費増加要因が存在する。こうした中、無駄をなくし徹底した省エネの取組等を行うことで、一層温室効果ガス排出量削減に努める。

数値目標として、県全体の温室効果ガス総排出量の削減目標(令和 7(2025)年度に令和元(2019)年度比 20.5%以上削減)の達成に取り組む。

#### イ 廃棄物の削減、リサイクル及びリニューアブルの徹底

3Rの取組及び使い捨てプラスチックの利用削減を推進する。警察は、機密書類が多くこれらの大部分を溶解処理によりリサイクルを図り、その他書類のシュレッダー屑、古新聞及び段ボールの紙ごみについても、リサイクルに努める。

数値目標として、県全体のごみ排出量の削減目標((令和 7(2025)年度に令和元(2019)年度比 5%以上削減)及び啓発物品の脱プラスチック化の目標(脱プラスチック量概ね 1/3 以上)の達成に取り組む。

#### ウ 省資源の推進

警察での資源の消費量は、事件・事故発生数、相談件数等、外的要因に左右される面があるが、可能な限り資源の節約に努める。

##### (7) コピー用紙使用量の削減

他機関との関係上、両面コピーが困難な書類が存在するが、それ以外の書類の両面コピーを徹底する。また、可能な限り、集約印刷機能(1枚に複数頁印刷できる機能)及び裏面印刷を活用する。

数値目標として、県全体のコピー用紙使用量の削減目標((令和 7(2025)年度に令和元(2019)年度比 10%以上削減)の達成に取り組む。

##### (4) 水使用量の削減

被留置者の増加及び天候等、外部要因に左右されやすい事情があるが、節水行動の徹底により削減に努める。

数値目標として、県全体の水使用量の削減目標(令和元(2019)年度から増加させない(単位面積当たり))の達成に取り組む。

#### エ グリーン調達

(7) 「兵庫県公用車に係る次世代自動車等導入指針」に基づき、原則として電動車(燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)を導入する。

(4) 物品等を調達する際は、グリーン調達に取り組む。

### (2) 取組内容

警察では、第 4 章の取組に加え、次に掲げる取組など、業務の特殊性を踏まえた追加的な取組を行う。

追加項目	具体的取組
職員の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>● 業務上やむを得ない場合を除き、停車中はアイドリングストップに努める。</li><li>● 交通取締等警察活動に必要な場合を除き、急発進、急加速を行わない。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 脱炭素社会実現に向けた環境対策への関心を深め、意識改革に努める。</li> </ul>
所属の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通信号機の灯器のLED化を計画的に進める。</li> <li>● 受水槽、高架水槽の管理を定期的に行い、漏水やオーバーフローの未然防止や早期発見に努める。</li> <li>● 機密文書は溶解処理し、シュレッダー屑、古新聞及び段ボールはできるだけリサイクルに回す。</li> </ul>

### (3) 推進方法

第5章に示す推進体制を踏まえ、以下の方法により取組を進める。

ただし、警察の特殊事情を踏まえた進捗管理を行うため、以下のことを実施する。

#### ア 特殊事情を踏まえた要因分析

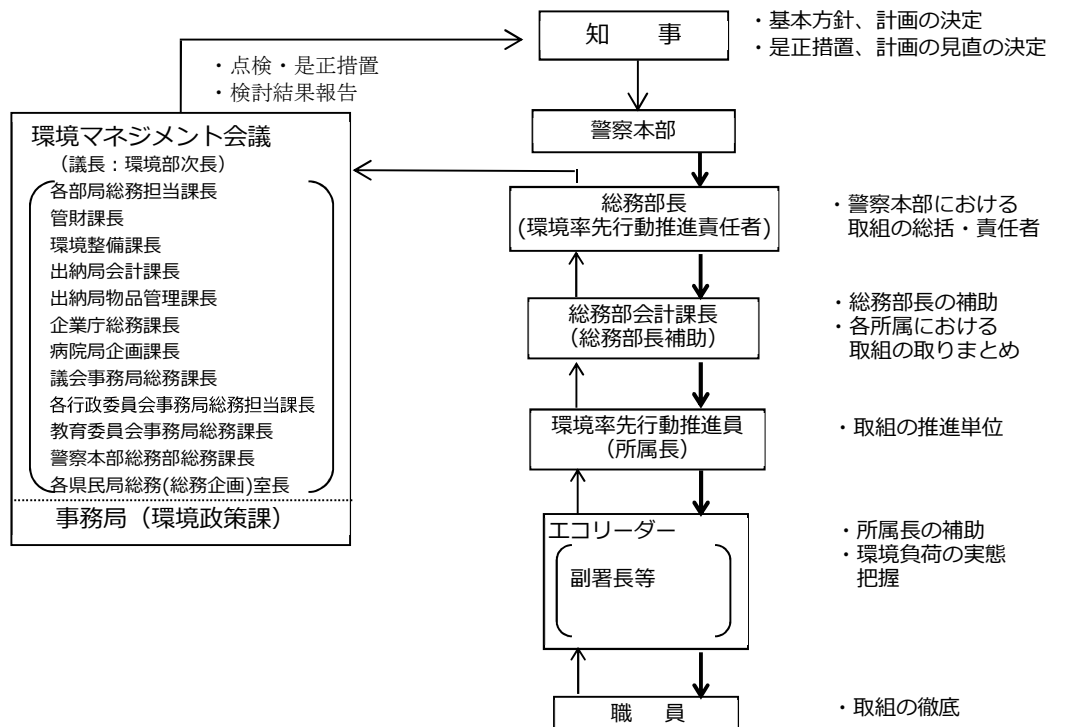
県警総務部長及び環境率先行動推進員は、毎年の進捗状況取りまとめ時に業務の特殊性が取組の進捗に与えた影響、追加的な取組の効果等について、分析・評価を行い、その結果を、対応方針とともに環境マネジメント会議事務局に報告する。

また、年に一度の計画見直し時には、これら分析・評価、対応方針をもとに、追加の取組の要否を検討する。

#### イ 個別の進捗報告

環境適合型社会形成推進会議への進捗報告は、他の部局と区分して行う。

### 【警察の推進体制】



→ は、取組実践の流れ、 - -> は、進行管理の流れを示す。

# 参考資料

## 1 目標設定の考え方

### (1) 温室効果ガス排出量削減の推進

#### 【目標】

温室効果ガス排出量（県の全ての事務・事業を対象）  
 令和7（2025）年度：▲20.5%以上（令和元（2019）年度比）  
 （参考）令和7年度削減量：81,308t-CO<sub>2</sub>（令和元年度比）

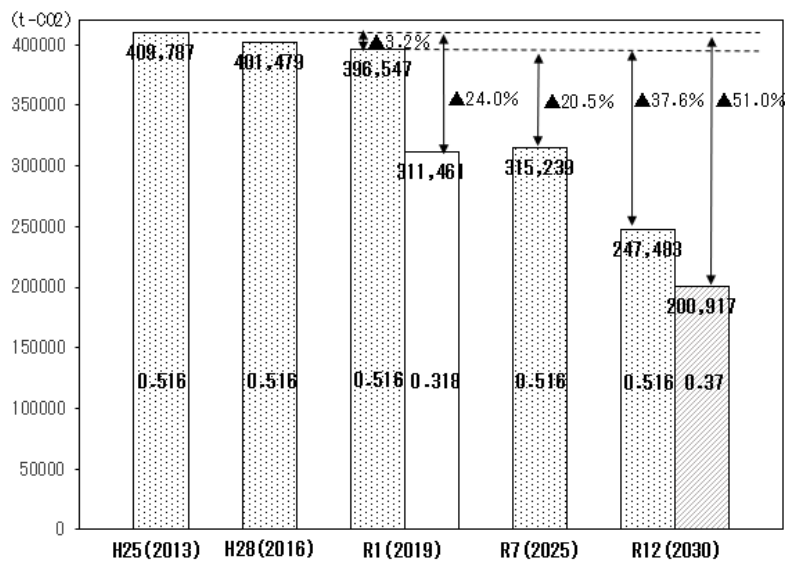
#### 【考え方】

県地球温暖化対策推進計画（新温対計画）で強化した R12（2030）年度目標<sup>\*1</sup>から算出した削減目標に取り組む

※1 業務部門 CO<sub>2</sub>：▲52.8%、メタン：+12.0%、一酸化二窒素：▲47.8%

〔新温対計画から算出した R12(2030)年度削減目標：▲51.0%(H25(2013)比) 〕

- ① 削減の取組状況を明確化するため、H25（2013）年度電力排出係数<sup>\*2</sup>に固定する。  
 なお、新温対計画の R12 削減目標量(R12 電力排出係数<sup>\*2</sup>で算定)のうち、電力による削減割合を約 8 割(業務部門における CO<sub>2</sub> 排出量に占める電力の割合)と仮定し、R12 削減目標を H25 電力排出係数で換算した。(R12(2030)：▲39.6%(H25(2013)比))  
 ※2 H25：0.516kg-CO<sub>2</sub>/kWh、R12：0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWh
- ② R1（2019）年度を基準年とする。(R12(2030)：▲37.6%(R1(2019)比))
- ③ R12(2030)年度削減目標を、比例按分(6/11年)する。(R7(2025)：▲20.5%(R1(2019)比))



#### 【ステップ1～5の目標達成状況（注4）】

ステップ1 (H10～12)			ステップ2 (H13～16)			ステップ3 (H17～22)			ステップ4 (H23～27)			ステップ5 (H28～R2)		
目標	実績	達成状況	目標	実績	達成状況	目標	実績	達成状況	目標	実績	達成状況	目標	R1実績	達成状況
H12	H12	○	H16	H16	×	H22	H22	◎	H27	H27	○	R2	R1	×
182 t-CO <sub>2</sub>	169 t-CO <sub>2</sub>		▲6.0%	+0.3%		▲5.4%	▲5.7%		▲6.8%	▲5.7%		▲5.4%	▲3.2%	

注4：本計画の目標達成状況は、次の基準を目安に評価

- ◎：目標達成率が 100%以上
- ：目標達成率が 80%以上 100%未満
- △：目標達成率が 60%以上 80%未満
- ×

(2) 廃棄物の削減、リサイクル及びリニューアブルの徹底

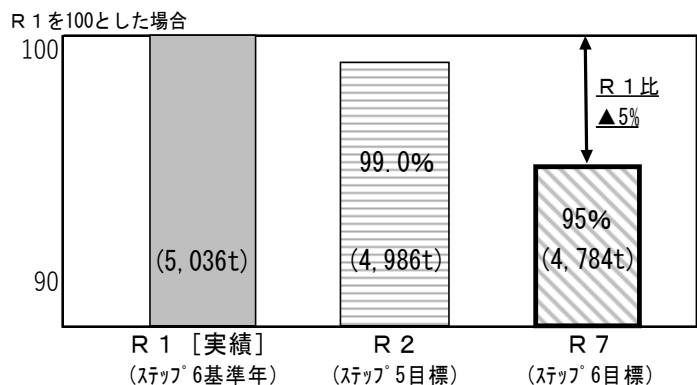
ア ごみ排出量の削減

【目標】

ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）排出量  
令和7（2025）年度：▲5%以上（令和元（2019）年度比）

【考え方】

ステップ6の基準年度となるR元年度実績がほぼ目標を達成できる見込みであることから、さらなるごみの排出量削減に向け、引き続きステップ5と同じ削減目標に取り組む



【ステップ1～5の目標達成状況】

ステップ1 (H10～12)			ステップ2 (H13～16)			ステップ3 (H17～22)			ステップ4 (H23～27)			ステップ5 (H28～R2)		
目標	H12	達成	目標	H16	達成	目標	H22	達成	目標	H27	達成	目標	R1	達成
H12	実績	状況	H16	実績	状況	H22	実績	状況	H27	実績	状況	R2	実績	状況
▲30%	▲26%	○	▲60%	▲43.9%	△	▲25%	▲25.5%	◎	▲10%	▲8.4%	○	▲5.0%	▲4.0%	○

イ 使い捨てプラスチック利用の削減

【目標】

啓発物品の脱プラスチック量  
概ね1/3以上

【考え方】

使い捨てプラスチック利用削減の象徴的な取組として、啓発物品等の脱プラスチック化、バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックの導入に取り組む

### (3) 省資源の推進

#### ア コピー用紙使用量の削減

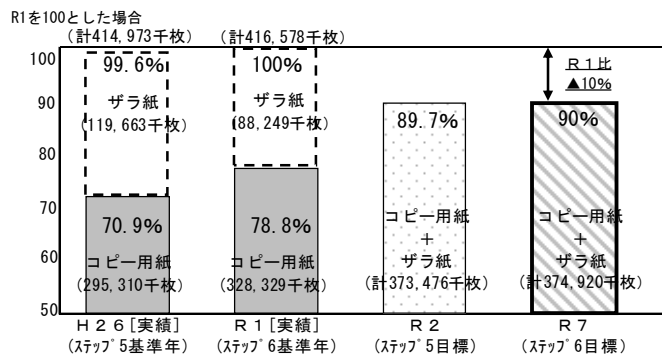
##### 【目標】

コピー用紙使用量（発注量）

令和7（2025）年度：▲10%以上（令和元（2019）年度比）

##### 【考え方】

ステップ6の基準年度となるR元年度実績が、ステップ5の基準年度（H26年度）から若干増加していることを踏まえ、引き続き、ザラ紙を含めた紙全体でステップ5と同じ削減目標に取り組む



##### 【ステップ1～5の目標達成状況】

ステップ1 (H10～12)			ステップ2 (H13～16)			ステップ3 (H17～22)			ステップ4 (H23～27)			ステップ5 (H28～R2)		
目標	H12	達成	目標	H16	達成	目標	H22	達成	目標	H27	達成	目標	R1	達成
H12	実績	状況	H16	実績	状況	H22	実績	状況	H27	実績	状況	R2	実績	状況
▲10%	▲16%	◎	▲20%	+8.6%	×	▲25%	+2.6%	×	▲10%	+20.0%	×	▲10.0%	+0.4%	×

#### イ 水使用量の削減

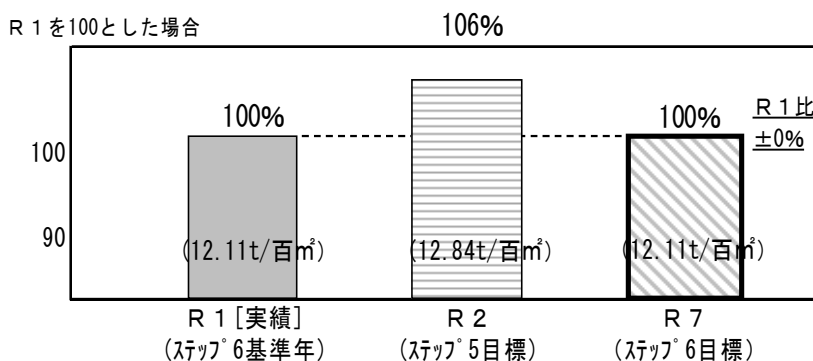
##### 【目標】

水使用量（事務所の単位面積当たり）

令和7（2025）年度：令和元（2019）年度実績値以下

##### 【考え方】

ステップ5の基準年度（H26年度）水準を維持する目標に対し、ステップ6の基準年度となるR元年度実績値が大幅に削減していることを踏まえ、R元年度実績値を維持する目標に取り組む



##### 【ステップ1～5の目標達成状況】

ステップ1 (H10～12)			ステップ2 (H13～16)			ステップ3 (H17～22)			ステップ4 (H23～27)			ステップ5 (H28～R2)		
目標	H12	達成	目標	H16	達成	目標	H22	達成	目標	H27	達成	目標	R1	達成
H12	実績	状況	H16	実績	状況	H22	実績	状況	H27	実績	状況	R2	実績	状況
▲10%	▲25%	◎	▲16%	▲16%	◎	±0%	▲28.5%	◎	±0%	▲7.0%	◎	±0%	▲7.6%	◎

## 2 温室効果ガス削減方策

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

	項 目	内 容	R7 削減量	
省エネの推進	既存設備・備品の計画的更新等	空調更新	・ 県立施設、県立学校及び警察署等における空調定期更新による削減 (H28～R1 に導入した施設の平均削減効果を適用)	1,000
		パソコン・コピー機更新	・ パソコン：更新前 9W/台⇒更新後 5W/台 更新台数 本庁約 2,600 台(R2更新効果) 地方約 7,600 台(R6更新予定) ・ コピー機：TEC 値 (1週間あたりの消費電力) を基に算出 更新台数 年約 460 台	100
		次世代自動車等の導入	(拡) ・ 公用車：燃費向上 19%/台 年約 150 台更新 (うち FCV、EV を年 2 台程度導入)	500
		省エネチューニング	・ 年 6 施設程度実施予定	400
		既存設備の更新に基づく削減	・ 上・下水道施設のエネルギー使用量を省エネ法ベース (年 1%) で削減	6,800
			(拡) ・ 下水道施設における下水汚泥の固形燃料化施設導入	16,300
	照明等の LED 化 (リース導入含む)	(新) ・ 県立学校体育館照明の R2 更新効果	1,000	
		(新) ・ 県施設 (事務室等)、県道トンネル、都市公園 導入施設：約 500 施設 (拡) ・ 県下の交通信号機 (車両用・歩行者用) の灯器を順次 LED 式灯器に更新	8,900 3,700	
	職員脱炭素アクションの推進	エコドライブ	・ 公用車のエコドライブ推進	100
		職員脱炭素アクションの徹底	・ 使用電力の「見える化」、廊下間引き消灯、執務室照明の消灯など	
計			38,800	
県施設の太陽光発電導入		・ 新設・増築・改築時に 10 施設程度導入予定 (PPA モデル活用含む)	100	
再エネ電力調達		(新) ・ 県施設全体の電力使用量に占める割合：2 割程度	42,400	
合 計			81,300	